社宅使用契約書

株式会社○○（以下、「甲」という。）と従業員○○（以下、「乙」という。）は、甲の従業員を対象とする甲の福利厚生の一環としての社宅の使用に関し、を次のとおり契約（以下、「本契約」という。）を締結する。

第１条（対象）

本契約の対象となる社宅は、下記のものとする（以下、「本件社宅」という。）。

記

○○県○○市○○町○○・・・（住所）

○○　○○号室　　　　・・・（建物名＋部屋番号）

以上

第２条（入居）

甲は、○○年○○月○○日より、本件社宅への乙の入居を許可し、その使用を認める。

第３条（使用料）

　乙は、甲に対し、社宅使用料として毎月○○円（税込）を、毎月末日までに甲の指定する銀行口座に振り込んで支払う。振込手数料は乙の負担とする。

第４条（乙の義務）

乙は、本件社宅を乙が単身で社宅として使用するものとし、第三者を同居させてはならない。

２　乙は、親族との同居を希望する場合、甲の承諾を得るものとする。

３　乙は、社宅を清潔に管理し、甲の許可を得ずに本件社宅の増改築を行ってはならない。

第５条（解除）

　甲は、乙が前条の一に違反場合又は社宅使用料の支払を○○ヶ月分以上遅滞した場合、直ちに本契約を解除することができる。

第６条（退去）

乙は、甲の従業員である場合に限り本件社宅を使用できるものとし、従業員としての資格を失った場合、〇〇日以内に本件社宅から退去しなければならない。

２　甲は、乙の転勤その他の事由により、乙の本件社宅の資料が適当と認められなくなった場合には、乙に対して、本件社宅からの退去を求めることができるものとし、乙は甲の退去を求められた日から○○日以内に本件社宅から退去しなければならない。

３　前2項の定めに関わらず、甲は、本件社宅を使用する必要がある場合には、乙に対して、本件社宅からの退去を求めることができるものとし、乙は甲の退去を求められた日から〇〇ヶ月以内に本件社宅から退去しなければならない。

第７条（損害賠償）

　乙は、故意又は過失により本件社宅を損傷したとき、甲に対し弁償の責任を負う。

第８条（原状回復）

　乙は、本契約が解除された場合を含め、退去にあたり乙の負担で本件社宅を原状に回復するものとする。

本契約成立の証として、本書を２通又は本書の電磁的記録を作成し、甲乙記名押印若しくは署名又は電子署名のうえ、各自保管する。

○○年○○月○○日

甲：（会社の所在地）

（会社名）

（代表者の氏名と印）

乙：（従業員の住所）

（従業員の氏名と印）